

(仮称) 西脇市子ども条例 (案)

◆ 前文

西脇市は、豊かな自然に恵まれ、歴史、文化を大切にしながら、播州織や播州釣針、黒田庄和牛などの特色ある産業や特産品を育んできました。子どもたちはこれらを誇りに思い、この地とここに暮らす人々に安心と優しさを感じています。

このような中であって、近年、核家族化や人間関係・社会意識の希薄化等が進行し、子育て環境の悪化による虐待などが社会問題となっています。

私たちは、子どもたちが社会の大切な一員であることを改めて認識し、子どもたちの今を、そして、その成長を、保護者とともに地域全体で見守り、支えていく必要があります。

子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない存在です。その笑顔が全ての市民の笑顔につながり、その健やかな育ちは、全ての市民の幸せな暮らしへとつながります。そして、その存在が西脇市の未来を創っていきます。

子どもたちの幸せは全ての市民の願いです。私たちは、ここに、安心して子育てができる社会、そして、地域の宝である子どもたちが、その人権が尊重され、夢を持って健やかに育つ社会の実現を目指して、この条例を制定します。

◆ 目的

第1条 この条例は、本市における子ども及び子育て家庭の支援に関し基本理念を定め、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを推進することを目的とする。

◆ 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する者をいう。

- (3) 学校園等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する施設その他子どもが学び、育つことを目的とする全ての施設の関係者をいう。

◆ 基本理念

第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) こどもの人権が尊重され、その思いや意見が大切にされるとともに、年齢や成長に応じた最善の利益が考慮されること。
- (2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。
- (3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、協働すること。

◆ 保護者の役割

第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭がこどもの人格形成に基本的な役割を果たしていることを認識し、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが豊かな人間性を育むとともに社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。

◆ 市民の役割

第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、こどもが地域との関わりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。

◆ 学校園等関係者の役割

第6条 学校園等関係者は、保護者や地域との連携を図り、こどもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。

◆ 事業者の役割

- 第7条 事業者は、職場で働く保護者が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、こどもの健やかな育ちを支援する活動に協力するよう努めるものとする。

◆ 市の責務

- 第8条 市は、こども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。
- 2 市は、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。

◆ 切れ目のない子育て支援

- 第9条 市は、保護者が安心してこどもを産み育て、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

◆ こどもの社会参加の促進

- 第10条 市は、こどもが社会の一員として、自分の考えや意見を表明できる場や社会に参加する機会を設けるものとする。

◆ 相談支援体制の充実

- 第11条 市は、こども及び子育て家庭が抱える様々な悩みに対して、安心して利用できる相談支援体制の充実を図るものとする。

◆ 支援が必要なこどもや子育て家庭への取組

- 第12条 市は、障害、虐待、いじめ、不登校、経済的困難等を理由とした支援を必要とするこども及びその家庭に対し、こどもの状況や置かれた環境に応じた支援を行うものとする。
- 2 市は、虐待、いじめ等の防止及び早期発見に取り組むものとする。

◆ 地域における子育て支援

第13条 市は、こどもが地域の中で健やかに育つことができるよう、こども及び子育て家庭と市民との交流を促進するとともに、地域における学びの機会の充実及び市民活動の支援を行うものとする。

◆ こどもの居場所づくりの推進

第14条 市は、こどもが安心して過ごし、遊び、学び及び活動することができる居場所づくりを推進するものとする。

◆ 安全で安心な環境づくり

第15条 市は、交通安全対策や防災・防犯対策を講ずるなど、安全で安心な環境づくりを行うものとする。

◆ 仕事と子育ての両立支援

第16条 市は、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、ワークライフバランス推進等の啓発や保育の提供等の充実を図るものとする。

◆ 広報及び啓発

第17条 市は、こども及び子育て家庭の支援について、こども、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

◆ 財政上の措置

第18条 市は、こども及び子育て家庭の支援に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。